

平成24年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめとする市町村の振興を支援する事業を行い住民福祉の増進に寄与するため、次の事業を実施する。なお、平成24年度においては、公益財団法人への移行初年度であり、協会がより一層、透明性の高い事業運営を求められる中、現下の厳しい経済状況を考慮し、東日本大震災を踏まえた防災対策等、市町村のニーズに合った事業を積極的に実施する。

1 貸付及び交付事業 [予算額 5,477,972千円] (前年度予算額 5,898,424千円)

市町村（政令指定都市を除く。）への貸付事業及び交付事業を次のとおり行う。

(1) 貸付事業 [予算額 4,700,000千円] (前年度予算額 5,000,000千円)

(定款第4条第1項第1号)

ア 長期貸付 [予算額 4,700,000千円] (前年度予算額 5,000,000千円)

魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業等のうち、地方債の協議において同意又は届け出がなされた事業に係る資金の貸付（繰越事業分を含む。）

ただし、平成24年度から平成26年度の間については、緊急を要する防災対策事業に対しては、優先的に貸付けることとする。

貸付期間	据置期間	償還方法	利率
5年以内	1年以内	半年賦元金均等償還	年3%以内 (貸付実施日直近の財政融資資金 貸付利率-0.5)
10年以内	2年以内	半年賦元金均等償還	
15年以内	3年以内	半年賦元金均等償還	
20年以内	3年以内	半年賦元利均等償還	
25年以内	3年以内	半年賦元利均等償還	

イ 短期貸付

自然災害等により緊急に整備を要する災害関連事業等に係る資金の貸付及び理事長が特に必要と認める緊急対策事業（例：緊急を要する事業として、他の市町村（県内及び県外）に対して行う災害支援事業）に係る貸付

貸付期間 1年以内 利率 [年] 3%以内

貸付額及び貸付利率は、その都度決定する。

(2) 交付事業 [予算額 772,952千円] (前年度予算額 893,758千円)

(定款第4条第1項第2号)

ア 市町村交付金 [予算額 572,952千円] (前年度予算額 593,758千円)

新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の収益金等による交付金により、市町村が行う地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業に対して市町村へ交付する。

イ 市町村振興特別交付金 [予算額 200,000千円] (前年度予算額 300,000千円)

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金等による交付金の運用益により、市町村が行う地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業に対して市町村へ交付する。

2 市町村振興助成事業 [予算額 224,949千円] (前年度予算額 170,910千円)

(定款第4条第1項第3号)

市町村行政に係る地域振興を図るために、広域的な視点に立った地域活性化への支援及び市町村関係団体等への支援に係る助成事業を次のとおり行う。

(1) 地域活性化への支援事業 [予算額 162,100千円] (前年度予算額 96,000千円)

ア 広域行政助成事業の支援 [予算額 150,000千円] (前年度予算額 86,000千円)

市町村の広域連携による政策課題や複数の市町村に共通する新たな地域活性化のための調査研究等の市町村の取組みについて支援する。

イ 市町村法制事務支援事業 [予算額 12,100千円] (前年度予算額 10,000千円)

市町村が行う法制事務事業等に対して次のとおり支援する。

(ア) 条例等の制定に関する事業

市町村が条例、規則等の制定に関する法制事務を外部機関に委託を行った場合に3年度間を限度に、単年度毎に委託経費の3分の2以内で100万円を限度に助成する。

(イ) 法制事務支援サービスの利用に関するもの

外部機関が設置しているデータベースシステム等を利用したインターネットサイト上での法令情報の提供、法制執務相談及び法令の改廃に伴う条例等の整備等に関する支援サービスを利用する場合に5年度間を限度に、単年度毎にサービス利用経費の3分の2以内で100万円を限度に助成する。

(2) 市町村関係団体との協調・支援 [予算額 35,550千円] (前年度予算額 41,710千円)

ア 市町村関係団体への助成 [予算額 25,850千円] (前年度予算額 32,010千円)

(ア) 研修、調査研究事業に係る助成 [予算額 12,850千円] (前年度予算額 19,010千円)

市町村等の活動を支援するために、関係団体等が実施する研修、調査研究(先進事例等の国内外の調査事業を含む。)等について助成する。

(イ) 特定事業の実施に係る助成 [予算額 13,000千円] (前年度予算額 13,000千円)

関係団体が市町村のために行う特定の事業について助成する。

イ 関係団体共通課題調査研究事業の助成 [予算額 9,700千円] (前年度予算額 9,700千円)

市町村等の活動を支援するために、複数の関係団体が共同して実施する研修、調査研究について助成する。

(3) その他の市町村振興助成 [予算額 13,244千円] (前年度予算額 14,562千円)

ア 消防広域応援の助成 [予算額 1,000千円] (前年度予算額 1,000千円)

災害等に際しての広域的な災害救助活動等について助成する。

イ 市町村振興宝くじ広報掲載料助成 [予算額 12,244千円] (前年度予算額 13,562千円)

市町村にとっての貴重な資金となる市町村振興のための宝くじの販売促進のために、市町村広報と連携した広報を実施する。

3 人材育成のための研修事業 [予算額 108,747千円] (前年度予算額 120,632千円)

(定款第4条第1項第4号)

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るための研修を次のとおり実施する。

(1) 研修事業 [予算額 62,906千円] (前年度予算額 73,152千円)

ア 基本研修

市町村職員としての自覚と意識の確立を図り、職務に必要な基礎的かつ一般的な知識及び技術の修得を目的とする新採用職員研修をはじめ、複雑化する行政需要に対応し、効果的な行政運営を図るために必要な幅広い視野と見識を養うための管理者研修等

イ 講師養成研修

市町村内における接遇等の指導者として必要な基礎知識及び指導技術を修得するための研修

ウ 専門実務研修

各専門分野の基礎的な知識、訴訟等実践的な知識及びより高度な知識を習得するための研修

エ 共同研修

神奈川県職員キャリア開発支援センターとの共同による研修

オ 情報研修

県内数地域で行うパソコン操作技術の向上を図るための研修

カ 調査研究

(ア) 特定行政課題調査研究

市町村研修センターが設定する特定の行政課題について、アドバイザーの指導のもとで行う課題の発見から解決まで対応できる人材育成型の調査研究

(イ) 課題テーマ別調査研究

《国外調査を含む調査研究》

理事会で決定した市町村の共通する政策課題テーマについて、海外での先進事例の現地調査を含む調査研究

テーマ1 新エネルギー政策の取組み

テーマ2 社会福祉の取組み

《国内調査を含む調査研究》

大規模災害に見舞われた場合に、迅速に住民の安全や生活基盤の確保等、行政が果たす役割等について国内での先進事例の現地調査を含む調査研究

(2) 市町村自治啓発セミナー [予算額 2,111千円] (前年度予算額 605千円)

市町村職員の意識の向上を図るとともに、広く地域住民に対して地方自治の仕組み、市町村の役割、現状と課題等について理解を深め、地方自治の発展に資するセミナーを開催する。

(3) 研修助成 [予算額 11,562千円] (前年度予算額 12,900千円)

ア 地域別研修 [予算額 4,212千円] (前年度予算額 3,900千円)

複数の市町村が共同で研修事業を実施する場合の経費について助成する。

イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成 [予算額 5,000千円] (前年度予算額 6,000千円)

(財) 全国市町村研修財団が設置する市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所の受講に係る経費の10分の8を助成する。

ウ 自主研究グループ研究助成 [予算額 1,000千円] (前年度予算額 1,000千円)

複数の市町村の職員による自主的な研究グループに対して、その活動費について助成する。

エ 国内先進地域調査研究助成 [予算額 1,350千円] (前年度予算額 2,000千円)
複数の市町村の職員で構成するグループが、国内の先進地域の調査研究を行う場合の経費について助成する。

(4) 研修施設の管理及び研修事業の管理運営 [予算額 6,614千円] (前年度予算額 6,733千円)
研修施設の管理及び市町村研修センターに係る管理運営等を行う。

4 情報提供事業等 [予算額 14,402千円] (前年度予算額 9,301千円)
(定款第4条第1項第5号)

ホームページの充実を図り、市町村に対する情報提供の促進、事務手続の効率化及び協会のより一層、透明性の高い事業運営に反映させる。また、企画・財政・研修担当課長会議、ニーズ調査等の各種事業を行い、市町村の振興、発展に努める。

5 神奈川自治会館の管理及び運営並びに財団維持管理費 [予算額 71,644千円] (前年度予算額 66,646千円)
(定款第4条第1項第6号)

県内市町村の共同利用施設である神奈川自治会館の管理並びに財団の管理運営等を行う。